

令和8年度仙台市ヤングケアラーの把握及び支援体制検証業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

本要項は、仙台市が実施する令和8年度ヤングケアラーの実態調査及び支援体制づくりモデル事業業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

- (1) 業務委託件名
令和8年度仙台市ヤングケアラーの把握及び支援体制検証業務委託
- (2) 業務の内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務委託提案上限額
5,848,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む
- (5) 選定事業者数
1事業者

3. 参加要件

次の要件を全て満たす法人とする。

- ① 本要項5（1）に掲げる提出期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- ④ 現在の主たる事業所所在地の市町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4. 質問及び回答

- (1) 質問の内容
本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。また、電話及びファクシミリでの質疑応答は行わない。
- (2) 質問及び回答の方法
質問書（様式1）により、本要項12に掲げる担当課まで電子メールで提出すること。
- (3) 受付期限
令和8年4月15日（水）
- (4) 質問に対する回答
令和8年4月17日（金）までに、仙台市ホームページに掲載する。

5. 参加表明書及び企画提案書の提出

本事業の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年4月28日(火)午後5時必着
- (2) 提出先 本要項12に掲げる担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送・宅配(提出期間内必着)
※郵送・宅配の場合、事故等による未着について本市では責任を負わない。
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式2)
 - ② 企画提案書(様式3)…5部
 - ③ 所要経費内訳書…5部
 - ④ 提案者の概要がわかる資料(会社概要等)…1部
 - ⑤ 市税の滞納がないことの証明書…1部
 - ⑥ 消費税及び地方消費税の納税(非課税)証明書…1部
 - ⑦ 暴力団排除に係る誓約書(様式4)…1部
 - ⑧ 定款又は寄付行為の写し…1部
 - ⑨ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)…1部

(5) 企画提案書作成上の留意事項

- ・ 企画提案書(様式3)の記載事項を確認し、具体的に記載すること。
- ・ A4版、用紙は縦向きで使用する。
- ・ 表紙以外のページには、法人名やその所在地、従事者の実名等、提案者を容易に特定できるような内容は記載しないこと。やむを得ず記載する場合は、該当箇所を黒塗りにすること。

※提案書等は、仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)第2条第2号に定める公文書になるので、同条例第7号に基づき非公開となる情報を除き、公文書公開の対象になります。

6. プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書をもとに、書面及びプレゼンテーション審査を行う。

- (1) 実施日時 令和8年5月11日(月)午前 ※詳細日時等は別途通知する。
- (2) 実施場所 仙台市役所上杉分庁舎7階 こども若者局第1会議室
- (3) 説明時間等 1者あたり説明15分、質疑応答15分とする。
- (4) 注意事項
 - ・ プレゼンテーションの参加人数は1事業者当たり3人以下とする。
 - ・ 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとする。
 - ・ パソコンやプロジェクタ等の持ち込み機器の使用は不可とする。
 - ・ プレゼンテーションは、事業者名がわかる情報を伏せて行うものとする。

7. 受託者の選定方法

(1) 選定方法

令和8年度仙台市ヤングケアラーの把握及び支援体制検証業務委託プロポーザル審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに評議を行い、全委員の評価点の合計が満点(100点×審査委員数)の6割以上の者で、評価点の合計が最も高い者を受託者として選定する。評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、下記に示す審査項目

のうち「事業実施内容」の合計が最も高い者を受託者とする。ただし、審査項目の評価点に複数審査員が1（特に劣っている）を付した場合は、不選定とする。

(2) 評価項目および配点

評価対象	審査項目	配点
企画提案書等	事業に対する基本的な考え方 ・ヤングケアラーの捉え方、支援者としての姿勢及び本事業の目的を踏まえた事業を行う上での基本的な考え方	10
	事業実施体制 ・人員配置の妥当性	10
	事業実施内容 ・アンケート項目の例示 ・児童生徒との面接時の工夫 ・保護者への働きかけの工夫 ・学校、こども家庭センターと連携支援を行う上での提案等の考え方 ・集計と報告書	50
	応募事業者の活動実績 ・これまでの活動内容、行政との関わり、関係団体との連携状況 ・これまでに行った相談支援の具体的な事例と効果	20
	経費積算内容の妥当性	5
	地元事業者の優先 ・本店所在地等による加点	5
	総合評価点	

(3) 結果通知

すべての提案者に審査の結果を郵送により通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。

選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を含む）に、書面により、本市に対して非選定理由についての説明を求められることができる。本市が非選定理由についての説明を求められたときは、本市は、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）に、書面にて回答する。ただし、選定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

8. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に害する行為があった場合
- ④ 本要項3に示す参加要件を欠くことになった場合

9. 本契約にかかる留意事項

- ・ 契約については、事前に委託内容等について協議のうえ、随意契約を締結する。
- ・ 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細については別途協議を行うものとする。
- ・ 協議が整った後に、受託者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。

10. その他

- ・ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- ・ 提出された書類等は、返却しない。
- ・ 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- ・ 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え等は一切認めない。
- ・ 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出すること。

11. スケジュール

募集開始（公告）	: 令和8年4月8日（水）
質問受付期限	: 令和8年4月15日（水）
質問に対する回答	: 令和8年4月17日（金）
参加表明・応募書類提出期限	: 令和8年4月28日（火）午後5時必着
プレゼンテーション・審査委員会	: 令和8年5月11日（月）
受託者特定結果通知	: 令和8年5月中旬
委託契約の締結	: 令和8年6月上旬

12. 担当課

仙台市 こども若者局 子育て支援推進部 子育て安心課
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-12 上杉分庁舎 8F
TEL : 022-214-7023 Fax : 022-214-8610
E-mail : kod006040@city.sendai.jp